

---

---

研究ノート

---

---

# カリフォルニア州の刑務所改革と 2016 年「第 57 提案」

澤 登 文 治

序

- 一 2007 年カリフォルニア州刑務所改革の概要
  - 二 2016 年「第 57 提案」の経緯と内容
    1. 「第 57 提案」の背景
    2. 「第 57 提案」の概要
      - (1) 矯正教育と更生のための施策
      - (2) 仮釈放実現のためのポイント制
      - (3) 非暴力犯罪者仮釈放審査プロセス
  - 三 カリフォルニア州憲法の改正
- 結 語

序

連邦裁判所の介入を契機に、2007 年に当時の知事、シュワルツェネッガー氏によって始められたカリフォルニア州刑務所改革は、その後約 10 年を経過し、どのような展開を見せているのか。その概要を把握し、わが国の刑務所改革に関して示唆を得ることが、本稿の主たる目的である。そこで以下、2007 年の同州刑務所改革の概要を簡単にまとめた上で、その後の展開につき、特に 2016 年 11 月 8 日の州民投票によって可決された「第 57 提案」<sup>1)</sup>の目的および内容を考察することで、犯罪者を社会から隔離し収容するための刑務所から、受刑者個々人の矯正と更生を図り社会復帰を目指す施設に変革するという 2007 年当時の基本的な考え方および改革の方向性が、今現在も根本的には変わらないという事実を明らかにしたい。そして、それは同提案の中のカリフォルニア州憲法の改正の提案としても表現されてい

たことを明らかにしたい。

## 一 2007年カリフォルニア州刑務所改革の概要

すでに筆者は、2007年にシュワルツェネッガー知事によって始められたカリフォルニア州刑務所改革について、その原因および内容を明らかにした。そこで明らかにされたことは、犯罪との闘いを進めてきた同州の刑事司法制度が、3振法に代表される厳罰化 (tough on crime) 施策を招き、その結果、刑務所の収容人員が施設の定員の2倍を超える事態となったため、複数の訴訟が受刑者から提起され、連邦裁判所からそのような収容状況が連邦憲法修正8条の「残虐で異常な刑罰の禁止」に違反する行為であると判断され、2009年8月4日に連邦地方裁判所の命令によって、収容率を137.5%に削減しなければならないとされたということであった<sup>2)</sup>。そのために、当時の州知事であったシュワルツェネッガーが、2008年から09年の間に少なくとも100億ドルをかけて様々な刑務所改革を断行することになったのである<sup>3)</sup>。

2007年の同州刑務所改革の具体的な内容の1つは、受刑者の州外移送によって、州の刑務所収容人員を段階的かつ早急に削減すること、2つには再犯防止を図るために刑務所における矯正教育を充実させるとともに、刑期満了によって釈放直後に受刑者をいきなり社会に戻すのではなく、リエントリー・プログラム施設を各コミュニティに設置し、刑期満了前からそこでさらに矯正教育を実施しながら徐々に社会に慣れさせ、段階的に最終的な社会復帰を実現させることで、再犯を防止し、刑務所へ再入所する人員を削減すること、つまり同州の再犯率とともに収容人員を低下させること、そして、3つには刑務所の収容状況およびそこで行われる矯正教育について客観的に評価するため、独立機関であるC-ROBを新設することであった。

1つめの収容率の削減については、2009年8月4日連邦地裁の命令に引き続き、連邦最高裁判所は2011年5月23日付で、その時点で14万人余りだった受刑者数を2年以内に10万9,805人とし、収容率137.5%に圧縮するための計画を作成するよう命じた<sup>4)</sup>。そのための一つの方策として、2011年までに8,000人を超える受刑者をカリフォルニア州から他の州に移送し、さらに新たな刑務所を新設し収容能力を増強するなどしたが、後に概観するように、2014年には3名判事法廷 (Three-Judge-Court) から段階的目標に到達していないことにつき批判を受けるとともに、取るべきさらなる具体的な方策が示されることになったのである<sup>5)</sup>。

2つめのリエントリー・プログラム施設については、受刑者にスムーズな社会復帰を果たさせるために、刑務所と社会との間にリエントリー・プログラム施設を用意し、社会の一般ルールの下とは異なる生活を長年にわたって刑務所で送ってきたことにより施設内化された受刑者が、社会とのつながりを徐々に復活させながら社会復帰を果たすことが可能となり、再犯に至らずに社会生活を営むことを目標に設置されることとなったものである。刑務所からの釈放前の一定期間、この施設で生活をし生活指導を受けつつ、刑務所内で受けてきた更生プログラム等を継続して受講し、かつ社会生活に慣れる機会も徐々に増えていくリエントリー・プログラムを受けることになる。最大500人の定員の同施設で6,000人を受け入れる、つまり12のリエントリー・プログラム施設を各コミュニティに新設する予定であった<sup>6)</sup>。しかし、その後の財政状況の変化等が原因で、施設の新設は極力控えめにし、プログラムの内容を充実させ、刑務所等で更生プログラムを実施する方向で展開しつつある。

3つめの監視機関については、すでに2007年当時にも存在していた矯正更生局監視庁(OIG)がカリフォルニア州矯正局内のさまざまな不正を発見、調査し、必要に応じて適切な処置を取ることを目的に、会計審査調査局・刑事捜査局および独立審査局の3つの部門に分かれて任務に当たっていた。2007年の改革でさらに新設されたのが、カリフォルニア更生監視委員会(C-ROB)である。C-ROBは矯正更生局外部の専門家等も構成員に加えた委員会であり、受刑者の社会復帰を支援するために刑務所等で実施される様々な更生プログラムについて、その奏効率等の効果を確認し、必要に応じてプログラムの修正または廃止・新設を考案するための機関である。年に2回の報告書の作成と4回の州民への公開の会議を通じて、刑務所の矯正教育等社会復帰プログラムに関する透明性を確保し、州民の関心を高める役割も担っている<sup>7)</sup>。

以上のようにカリフォルニア州刑務所の収容率を137.5%まで削減し、矯正教育等を通じて犯罪者を更生した上で社会復帰させ、再犯を防止することで、同州の治安を改善することにつなげようとする基本的な刑務所改革の方向性を示した同州の州法AB900が2007年に可決され、これに基づき様々な施策が策定されたのだが、2008年のリーマンショックによって、カリフォルニア州にも経済的混乱が生じ、州予算の削減が避けがたい状況となった。そして2009年7月1日にはシュワルツェネッガー知事は、「財政上の非常事態宣言(Fiscal Emergency Proclamation)」を出すに至ったのである<sup>8)</sup>。これを受け、同州刑務所改革も計画通りに進めることが難し

い状況に陥った。予算の削減による計画の遅延が、特にリエントリー・プログラム施設の新設計画において見られた。このような状況下、いかにして目標の収容率まで収容人員を削減し、受刑者の社会復帰を図ろうというのか。刑務所改革開始後約10年を経過しようとする2016年11月8日に、後任ブラウン知事が州民投票で64%の支持を得て可決した「第57提案」を概観し、今後の同州における刑務所改革の行方を、以下で考察したい。

## 二 2016年「第57提案」の経緯と内容

ここでは、2016年に可決された「第57提案 (Proposition 57)」の経緯と内容とについて概観する。それによって、2007年にシュワルツェネッガー知事によって開始され、その後任のジェリー・ブラウン知事によって引き継がれたカリフォルニア州刑務所改革が、当初の基本的精神を失っていないこと、つまり受刑者の社会復帰を促進することで再犯を防ぎ、それによって社会の治安の回復を図るための模索が、改革開始後リーマンショックによる予算削減を経て約10年経過した現在でも継続されていることを確認したい。

### 1. 「第57提案」の背景

2009年8月4日の連邦地裁判決、および、それを支持した2011年5月23日の連邦最高裁判決により、カリフォルニア州は同州刑務所の過剰収容を解消していくために、収容率を137.5%に削減することを求められた。その後、様々な方策を講じたものの、予算削減などもあり、2年以内に目標に到達するには程遠い状況となったため、同州は2年間の延期を連邦地裁に求めることとした。これを受けて2014年2月10日、連邦地裁の3名判事法廷は、2つの文書を出した。それらは、「命令」と「意見」である。「命令」は裁判所として同州に課す具体的な数値および行動を明示するものであった。「意見」は「命令」の説明で、その前提を示し、2年間の延期の申請を認めるにあたって、いくつかの条件を付すと同時に、カリフォルニア州のそれまでの対応に明確な苦言を呈するものであった。そして、そこで裁判所に付された諸条件が、本稿のテーマである、同州2016年「第57提案」に結びつくことになったと考えられるので、まず連邦地裁3名判事法廷の「意見」を、「第57提案」の背景要因として概観し、次いで同法廷が2年間の延期を認める諸条件として具体的に明示した「命令」の中身を確認したい。

2014年2月10日の3名判事法廷の「意見」は、2009年8月4日連邦地裁および2011年5月23日連邦最高裁が命じた目標値である収容率137.5%の達成を2年間延長することを認めるとともに、そのための一般的諸条件を示した。そして、そのような結論に至る前提として、カリフォルニア州の矯正更生局を次のように糾弾する。つまり、受刑者を早期に釈放せよという数度にわたる連邦裁判所の命令に同州が従ってこなかったこと、また、収容率が予定通りに低下してこなかったことについてである。

《2009年以来、より多くの州が次のことを認識するようになった。つまり、収容の目的を達成するために必要な時間を〔刑務所で〕過ごした受刑者は、釈放されても、〔社会で〕適切に対処されれば社会に危険な結果はもたらさず、逆に受刑者および社会の双方に、実際に利益をもたらすということである。このような事実にもかかわらず被告〔＝カリフォルニア州〕は、カリフォルニア州の刑務所収容人員を削減する措置を取ることを継続的に拒否してきた。われわれ〔連邦地裁の〕2009年の命令と、この意見の日〔＝2014年2月10日〕との間の4年半において、被告は、カリフォルニア州刑務所の過剰収容に対処するために、有意義な措置を〔ほんの〕一つ採用したのみであった。〔それは〕リアライメント (Realignment) である。これは、重大でない犯罪、暴力的でない犯罪または登録を要しない〔軽微な〕性犯罪 (non-serious, non-violent, and non-registerable sex crimes) を起こした犯罪者に対する責任を、州刑務所から郡拘留所 (county jail) に移すプログラムである。……〔それ以外、〕被告は、〔それらを適切に実施したのであれば〕カリフォルニア州の刑務所収容人員を安全に削減し、刑務所内の医療およびメンタルヘルス・ケアが違憲状態 (unconstitutional conditions) である状況を軽減したであろう当裁判所および最高裁判所が認めたいかなる措置をも実施することを、継続的に怠ってきたのである。》<sup>9)</sup>

このように裁判所は、受刑者を適切かつ早期に釈放することによって過剰収容を改善するよう命令してきたにもかかわらず、カリフォルニア州の受刑者の釈放に関する認識が他州とは異なりあまりにも慎重であるために、裁判所の命令通りに事が進んでこなかったそれまでの同州の対処を批判した。その上で、以下のように、今後の収容人員削減のための方策として、これからの時期を3つの期間に区分し、それぞれにおける指標 (benchmarks) を定め、それぞれの時期のそれぞれの指標を確実に達成することを約束させることとした。そして、それを同州が守ることができなかった場合には、「遵守官 (Compliance Officer)」という、連邦裁判所の下に置かれ

る新たな機構を設置し、その「遵守官」が決めた人数だけ、同州刑務所から受刑者を釈放することとした。

《〔受刑者の〕収容人員は〔今後〕3段階で削減される。すなわち3つの指標〔をそれぞれの期間ごとに達成しなければならない〕である。最初は本年6月、2番めは2015年2月、そして、最後の3番めは2016年2月である。この命令の下に始めて、これら指標〔の達成〕を確実にするために有効な機構である「遵守官」を設置する。彼〔＝遵守官〕は、被告〔＝カリフォルニア州〕が、〔3つの〕指標の一つでも達成できなかった場合、受刑者を釈放する権限を有する。釈放する〔受刑者の〕人数は、被告が達成できなかった指標に達するために必要な〔＝指標の数と現実の数との差の〕人数とする。》<sup>10)</sup>

このように、連邦裁判所はかなり強力な強制力をもって、今後カリフォルニア州が計画通りに刑務所収容人員を削減しなければ、連邦裁判所に任命された「遵守官」が、連邦裁判所として受刑者の釈放に乗り出すと宣告したのである。そのような状況で、同州は、この裁判所の意見の中に次のような条件が明記され、収容人員の確実な削減を約束させられた。

《〔被告カリフォルニア州は〕収容人員削減措置を直ちに実施することに同意した。すなわち、暴力的でなく〔3振法での収容〕2回めの違反者（second-strike offenders）、および、最低警備収容（minimum custody）の受刑者に対して、良好ポイント（good time credits）を今後増大させること、2回めの違反者について刑期の半分のみを経過後、仮釈放の対象となるように新たな仮釈放決定プロセスを導入すること、および、高齢者や医療的脆弱者（medically infirm）にも仮釈放を拡大することである。》<sup>11)</sup>

より具体的な数字および方策等は、同日の同裁判所から発せられた「命令」<sup>12)</sup>によって明らかにされている。その命令の要点は以下の通りである。

- (1) 137.5%の収容率達成を2016年2月28日まで延期する。
- (2) 3期間の指標は、
  - (a) 2014年6月30日までに143%、
  - (b) 2015年2月28日までに141.5%、
  - (c) 2016年2月28日までに137.5%とする。
- (3) 州外刑事施設に移送して収容しているカリフォルニア州受刑者の数を、その時点での約8,900人以上には増加させず、むしろ削減することを模索する。
- (4) それまでに行ってきたいくつかの措置以外に、以下の措置を直ちに実施

する。

- (a) 暴力的でない2回目の違反者および最低警備収容の受刑者について、良好ポイントをそれまでの20%から33.3%に増加させるとともに、更生プログラムを完了した場合に、達成ポイント (milestone credits) を獲得できるようにし、刑期12カ月のうち6週間の刑期を短縮することができる。また、最低警備収容の受刑者については、良好ポイントを2倍とする。
- (b) 暴力的でない2回目の違反者については、刑期の半分を終了した時点で仮釈放の審査を受けることができるようにする。
- (c) 仮釈放がすでに認められ日程が決まっている無期懲役刑受刑者のうち一定の者については、その日程以前に速やかに仮釈放する。
- (d) 医療的無能力者 (medically incapacitated inmates) である受刑者についても、仮釈放を拡張するプロセスを、「監督官 (Receiver)」に協議の上準備する。その上で、必要な医療処置を受けることができる社会内施設に移送する。
- (e) 60歳以上の受刑者および最低25年の刑期期間を経過した受刑者が仮釈放に適するか否かを、仮釈放審査委員会 (the Board of Parole Hearings) に審査される新規のプロセスを準備し実施する。
- (f) 1年以内に、指定された13の刑務所において、新規のリエントリー・ハブ (new reentry hubs) として活動させる。
- (g) 郡やコミュニティとともに、パイロット・リエントリー・プログラムの追加的な拡張を追求する。
- (h) 女性受刑者に対する拡張的収容外プログラム (an expanded alternative custody program) を実施する<sup>13)</sup>。

2014年2月10日に連邦地裁から、以上のように相当具体的で細部にわたる命令を受けたカリフォルニア州は、これらを実行に移し、決められた時期に決められた収容率にまで削減するために施策を練る必要が出てきた。また、それを可能にするための州法を用意しなければならないこととなった。そしてそれが、2014年から約2年後の2016年「第57提案」に結実したのである。それでは次に「第57提案」の中身を見ていこう。

## 2. 「第 57 提案」の概要

「第 57 提案」の主な内容は、1 つめに犯罪者の更生に力を入れること、2 つめに連邦裁判所の命令により無差別無基準に受刑者を釈放することを阻止すること、3 つめに未成年による一定の犯罪の場合に、その少年を成人裁判 (adult court) の審理に付すか少年裁判 (juvenile court) の審理に付すかについては、検察官ではなく裁判官に判断をさせること、であった。本稿の関心は、1 つめと 2 つめであるが、これらは緊密に関連する事柄であるから、一つの事象としてそれぞれに関連付けながら考察するべきである。つまり、1 つめの更生に力を入れるという点については、2007 年の刑務所改革の中心的な課題であり、すでに様々なプログラムが準備され実施されていたから、その時点の更生のための施策と今回とでは何が異なるのかを示さなければならない。2 つめの、連邦地裁によってカリフォルニア州刑務所の受刑者を釈放されるという事態は、同州にとっては州主権に関わる大変な屈辱を意味することであるから、是が非でも阻止しなければならない。そのためには、同州が自主的に定めた方法で同州の権限によって同州刑務所の受刑者を釈放する手続を整備し、同州の主権の実行として釈放する必要がある。したがって、以下では、第一に、受刑者の更生のための施策として 2007 年当時からこれまで実施してきたものを(1)で概観し、第二に、2016 年「第 57 提案」が打ち出したもの、つまり更生プログラム等をしっかりと終えた受刑者は早期の仮釈放によって早期に社会復帰を可能とするべく、ポイント制を導入して更生プログラム等の受講を奨励し、早期仮釈放を実現しようとしている点について、(2)および(3)で見ていきたい。

### (1) 矯正教育と更生のための施設

充実度が低かったにせよ、かねてからカリフォルニア州においても、受刑者の更生のための様々なプログラムがこれまでも実施されてきた。しかし、前述のように過剰収容によって刑務所でのプログラムは施設的にも規模的にも不十分な状況に陥った。今日、同州矯正更生局の一部門である更生プログラム部 (Division of Rehabilitative Programs) は、更生により受刑者の社会復帰を促進することで再犯率を低下させることをミッションとして掲げている<sup>14)</sup>。

同部によって現在実施されているプログラム等は、刑務所内サービス (In-Prison Services) と刑務所外のコミュニティー・リエントリー・サービス (Community Reentry Services) とに分けられている。前者は、更生プログラムが、釈放前に収容中の受刑

者に提供されるものであるのに対し、後者は、更生プログラムが、釈放後に居住するコミュニティにおいて提供されるものである。

刑務所内サービスとしては、認知行動療法に基づいたプログラムが性犯罪者や薬物乱用者に対して実施される<sup>15)</sup>ほか、教科教育として、高校教育への導入および修了のためのプログラム、キャリア技術教育、カリフォルニア州IDカードプログラム、その他9つが列記される。また、これら刑務所内サービスは、次の、コミュニティ・リエントリー・サービスに引き継がれるとされている。

コミュニティ・リエントリー・サービスは、社会内において、それぞれの受刑者のニーズに適合するサービスを提供するもので、特に次の4つに力を入れている。刑務所内サービスにも列記されていた薬物乱用治療のほか、住居・生活スキルおよび家族統合（Housing, Life Skills and Family Unification）、教科・学業および職業訓練（Educational including GED, Academic and Vocational training）、ならびに、就職支援およびプレースメントである。そのほかにも有用なものと思われるプログラムは、強制的でなく自主的に、希望する者に任意に提供される、男性向けのコミュニティ・リエントリー・プログラムで、刑期満了まで約1年となった仮釈放者を対象に薬物乱用、メンタルヘルス、医療ケアがあり、また、就職などに関して支援が必要な者を対象にしたプログラムもある。ただし、これらもそうだが、これら以外のプログラムについても、予算的にすべての郡において提供できるものではないため、これらについては5つの郡および都市に限定して実施されており、参加者も、除外対象者カテゴリーを限定列記するという形式ではあるが、数多くのカテゴリーが除外列記されているため、参加可能な対象者は限定されているのが現状である<sup>16)</sup>。

施設面に関しては、かねてよりカリフォルニア・リハビリテーション・センター<sup>17)</sup>が存在していた。これは、1960年代に薬物常習者の治療施設として軍の病院が再生されたのち、過剰収容が深刻になってきた1980年代に、薬物常習者以外にも重罪犯罪者の収容施設として指定されるようになったもので、通常の刑務所以外に上記刑務所内サービスを専門的に提供する施設としてこれまで利用されてきた。現在、4段階ある警備レベルの上から2段階め、つまり最多層の受刑者が占める第2段階警備レベルの約2,800人を収容している。当然のことながら、過剰収容の同州刑務所では、更生プログラムの提供はこのリハビリテーション・センター1カ所だけでは対処できないため、2007年以降刑務所改革が行われてきたのである。その刑務所改革で考案されたのが、コミュニティにおける、リエントリー・プログラム施設の設置であった。リエントリー・プログラム施設に1万6,000床を用意し、

それまでリハビリテーション・センターが中心を担ってきた更生プログラム等を専門的に実施する施設と位置付けた<sup>18)</sup>。ところが、2008年のリーマンショックによって、12億ドルの予算削減が矯正更生局に求められることになったため、リエントリー・プログラム施設を新規に建築するために予算を回すことは困難となり、新規の建設は更生プログラムのための施設ではなく、コールマン判決やプラタ判決においてカリフォルニア州に課された、医療ケア・サービスの再建と充実という喫緊の課題を達成するために、医療センターの建設にとどめざるをえなくなった。そして、2013年にカリフォルニア・ヘルスケア施設 (California Health Care Facility) が、約8億4,000万ドルをかけて開設されることになったのである<sup>19)</sup>。ここでは、3,000人弱の重大かつ長期間にわたる医療ケアの必要がある受刑者を収容して処遇している。

しかし、受刑者に対する医療ケア・サービスの再建と充実は、彼らに対する矯正教育と更生プログラムを通じた社会復帰の促進とは、近接したサービスではあるものの、まったく同じというものではないから、後者、社会復帰促進のための矯正教育と更生プログラムの充実等を断念することを正当化するわけではない。確かに州予算の削減により、緊急性の観点から、または、司法的な観点から、医療ケア・サービスの優先順位は矯正教育と更生プログラムに優ると判断されたものの、これまでの矯正教育と更生プログラムについて、限られた予算の範囲内で進展・拡充させるなどの工夫を迫られた。そのような工夫の一つが、リエントリー・ハブ (Reentry Hubs) である。

2017年現在でカリフォルニア州内の刑務所等のうち、リエントリー・ハブの指定を受けた13の施設が、先述のリハビリテーション・センターが担っている様々な支援を実施している。リエントリー・ハブでは、4年以内に出所する見込みのある受刑者に対しては、教科教育、キャリア技術教育を、また、例えば半年から1年以内に出所予定の薬物乱用で入所中の受刑者に対しては、認知行動療法プログラムとして150日間の治療を提供するなどしている。そのほかに、同プログラムのうちには、犯罪的思考 (Criminal Thinking)、感情コントロール (Anger Management)、家族関係 (Family Relationships) などがある。さらに、移行プログラム (Transitional Programs) に用意されているのは、就職に向けた支援として、履歴書の書き方、面接の受け方、就職準備スキル (job readiness skills) などが含まれる<sup>20)</sup>。

しかし、リエントリー・ハブは、刑務所に入所中の受刑者に対する支援プログラムであり、出所後の元受刑者が社会内において、徐々にそして確実に社会復帰を達

成することを目指す元々のリエントリーの考え方とは少々異なるもので、刑務所内サービスの矯正教育と更生プログラムの延長線上にあるものでしかない。また、その実施数も、相当限定的である<sup>21)</sup>。その意味では、社会内においても矯正教育と更生プログラムが、刑務所内においてと同様に提供されるコミュニティー・リエントリー・プログラムの充実が重要である。

これからのコミュニティー・リエントリー・プログラムについて、2016年1月発行の『カリフォルニア州矯正の将来へのアップデート (An Update to the Future of California Corrections)』<sup>22)</sup>によると、以下の通りである。

《予算3,210万ドルは、コミュニティー・リエントリー・プログラムの継続を含む。……今日までに、[矯正更生]局は、220人の受刑者を、コミュニティー・リエントリー施設に収容する[ために各施設と]契約を交わした。予算は、2016-17年において、全680床を確保することを含み、かつ、[今現在は]出所の120日前から[コミュニティー・リエントリー・プログラムに参加可能であるところ]180日前に参加[できるよう]基準を変更することを提案している。》<sup>23)</sup>

このように、これまで実施してきた出所前に社会内において徐々に社会生活へと慣らしていくことで、漸進的な社会復帰を目指し、再犯防止を達成しようとするコミュニティー・リエントリー・プログラムについても、当初の目標とは異なり、現在まで限定的なレベルの取り組みでしかない。しかし、受刑者を早期に仮釈放によって社会に戻すことで、刑務所収容率を137.5%まで削減するという命題がカリフォルニア州には課されており、受刑者の釈放を実現するのであれば、コミュニティー・リエントリー・プログラムを拡大し充実させることが何よりも急務であると思われる。そこで、いかなる方法によって「第57提案」は、受刑者を早期に仮釈放し社会復帰させようというのか、以下概観しよう。

## (2) 仮釈放実現のためのポイント制

「第57提案」における最大の改革点は、一定の要件を満たした受刑者が早期に仮釈放を得て社会に復帰する可能性を高める方策を考案したことである。単に収容率を低下させるために、いかなる受刑者でも無審査で釈放するという方法では、確かに収容率は一気に低下するが、また再犯を犯して刑務所に戻って来る可能性は高いから、再犯率は下がらず社会の治安の回復にはつながらない。そこで、以下に述べるポイント制を取り入れることによって、受刑者の更生プログラム等への参加を促すとともに、単に参加だけではなくそのプログラムを最後まで修了させることにも

ポイントを付与することで、さらに更生の効果を高めようとした。このポイント制の目的について、カリフォルニア州矯正更生局は次のように説明する。

《[受刑者は]持続的な良好生活態度 (good behavior) や、更生プログラムまたは教育プログラムの達成によってポイント (credits) を獲得することができる。現在 [=これまで] のポイント獲得制度は、犯した犯罪を基礎にしていた。この新しい[ポイント]制は、行状 (conduct) と[更生]プログラムへの参加を基礎にする。「第 57 提案」の下で、[矯正更生]局は、受刑者に自分自身の更生に責任を持つよう動機付けをしようとする。つまり、受刑者に教育や職業、また自己啓発活動 (self-improvement activities) を追求するよう勧奨することで公共の安全を促進し、さらに、受刑者が私たちのコミュニティーにうまく移行し戻って来る見込み (likelihood) を高めることで、再犯率を低下させようとしているのである。》<sup>24)</sup>

過剰収容の解消のために、連邦地裁の 3 名判事法廷は、先述のように「遵守官」を設置するとし、カリフォルニア州が、定められた各期間に目標の収容率を達成するに至らなかった場合には、「遵守官」が一定の要件の下で任意に決めた受刑者を釈放する権限を持つとした。しかしそれでは、釈放後、同州の治安が確保され再犯が減少するという保証はまったくないため、釈放の前に、ある程度の更生プログラムを受講させ、再犯の可能性を低下させることを同州は考えたのである。

さて、このように受刑者に早期社会復帰を達成させるために提案された「第 57 提案」の主要な政策として新設された、仮釈放に向けたポイント制の具体的中身を概観しよう。このポイント制には 5 種類のものが考えられている。A. 良好ポイント、B. マイルストーン完了ポイント、C. 更生プログラム達成ポイント、D. 教育メリット・ポイント、E. 偉業ポイントである。以下、それぞれの概略を見ていこう<sup>25)</sup>。

#### A. 良好ポイント (§ 3043.2. Good Conduct Credit<sup>26)</sup>)

日常のかつ満足に (on a regular and satisfactory basis) 刑務所の規範を遵守し義務を履行している受刑者に付与されるポイントで、2017 年 5 月 1 日以降、有期刑受刑者の出所を早め、また、仮釈放の可能性のある無期刑受刑者の仮釈放審査を早める効果を有するものである。死刑囚および仮釈放の可能性のない終身刑受刑者にはポイントは付与されない。

より具体的には、暴力的重罪 (a violent felony) で有期または無期懲役とされている受刑者には、4 日ごとの良好な生活態度に 1 日分のポイント (= 20%) が付与される。また、3 振法の下、暴力的重罪でない受刑者には、2 日ごとの良好な生活

態度に1日分のポイント（＝33.3%）が付与される。

そして上記の者以外には、1日ごとに1日分のポイント（＝50%）が付与される。また、暴力的重罪で有期徒刑の者でも、森林火災部門の訓練を受け修了した者、または、矯正更生局の消防署に指定された者は、同様に1日ごとに1日分のポイントを得ることができる。

さらに、「上記の者以外」に該当する者で、軽警備施設AまたはBに收容されている者は、1日ごとに2日分のポイント（＝66.6%）が付与される。また、暴力的重罪ではなくて收容される有期徒刑の者のうち、森林火災部門の訓練を受け修了した者、または、矯正更生局の消防署に指定された者は、同様に、1日ごとに2日分のポイントを得ることができる。

#### **B. マイルストーン完了ポイント (§ 3043.3 Milestone Completion Credit<sup>27)</sup>)**

このポイントは、様々な更生プログラムが有する明瞭な目的を受刑者が達成することによってその受刑者に付与されるポイントで、有期徒刑受刑者の出所を早め、また、仮釈放の可能性のある無期徒刑受刑者の仮釈放審査を早める効果を有する。更生プログラムには、教科プログラム (academic programs)、薬物乱用治療プログラム (substance abuse treatment programs)、社会生活スキルプログラム (social life skills programs)、キャリア技術教育プログラム (Career Technical Education program)、認知行動療法プログラム (Cognitive Behavioral Treatment programs)、強化外来プログラム・グループ・モジュール治療プログラム (Enhanced Outpatient Program group module treatment programs) などが該当する。2017年8月1日以降、原則的に上記A.良好ポイントに適合的な受刑者のすべてが対象となり、12カ月間に1週以上12週以下の範囲のポイントが付与される。その付与基準は、受刑者が課題の完成によって示すコースカリキュラムに関する熟達度や理解度 (the mastery or understanding)、プログラム担当者の評価および標準テストなどである。

#### **C. 更生プログラム達成ポイント (§ 3043.4 Rehabilitative Achievement Credit<sup>28)</sup>)**

上記B.マイルストーン完了ポイントが、基本的に更生矯正局が提供するプログラムを修了した者に付与されるものであるのに対し、この更生プログラム達成ポイントは、受刑者自らの活動について付与されるポイントである点が大きな特徴である。当然、受刑者たちのそれら活動は、あらかじめ刑務所に、そのようなポイント付与の対象となる活動であることが是認された個人またはグループの活動で、教

育、行動、または、更生の向上 (educational, behavioral or rehabilitative development) を推進するものでなければならない。また、受刑者の参加は、その者の収容区分や刑務作業課題、その他、安全と秩序に関する配慮に適切な場合に認められることになる。52時間のこれら活動への参加が1週間分のポイントとなり、12カ月間に208時間の参加が認められる。つまり年間に最大4週間分のポイントを得ることが可能である。また、これを超えた時間分のポイントを翌年へ持ち越すことはできないことになっている。

#### D. 教育メリット・ポイント (§ 3043.5 Educational Merit Credit<sup>29</sup>)

良好ポイントの対象者である受刑者が、生涯にわたり更生の利益をもたらすような、学業における重要な業績を達成すること (the achievement of a significant academic accomplishment) によって得ることができるポイントが、この教育メリット・ポイントである。例えば、高校卒業証書や大学の学位、または、アルコール・薬物カウンセラーなどの専門資格の取得である。このポイントも2017年8月1日から有効となるが、それ以前に得たものであっても、入所後に取得したのであればポイントは付与される。以下のように、カテゴリー別に、90日分のポイントと180日分のポイントの2種類に分けられる。カテゴリー1は高校卒業証書およびそれ相当で、90日分のポイントが、カテゴリー2から5はすべて180日分のポイントが付与される。カテゴリー2はアルコール・薬物カウンセラー資格など、カテゴリー3は文系または理系の準学士号、カテゴリー4は文系または理系の学士号、そして、カテゴリー5は大学院の学位である。また、これらカテゴリーの一つについて、収容期間中に一度のみポイント付与が認められる。さらに、一度付与された教育メリット・ポイントは、他のポイント付与システムと異なり、懲罰が科されても没収されないポイントとされている。

#### E. 偉業ポイント (§ 3043.6 Extraordinary Conduct Credit<sup>30</sup>)

この偉業ポイントは、2017年8月1日以降に、生命の危険がある状況で英雄的行為 (a heroic act in a life-threatening situation) を行った受刑者または刑務所の治安と安全を維持するために格別の支援 (exceptional assistance in maintaining the safety and security of a prison) を行った受刑者に、最大12カ月分のポイントを州司法長官 (the Secretary) の指揮監督の下、成人施設局長 (the Director of the Division of Adult Institutions) が付与するものである。死刑囚および仮釈放の可能性のない終身刑受刑者

は対象外である。また、懲罰によってこの偉業ポイントが没収されることはないと言われる。

以上の5種類のポイント制度の導入により、受刑者の更生を促進できると同州規則は期待する。

《受刑者は、いずれ社会に戻る[ときの]ために準備するべく[刑務作業において]仕事をし、更生プログラムおよび更生活動に参加することが期待されている。矯正更生局の規則を遵守し、自分自身に課されている義務を果たす受刑者は、良好ポイントを得ることが認められてしかるべきである。さらに、是認された更生プログラムおよび更生活動に参加する受刑者は、マイルストーン完了ポイント、更生プログラム達成ポイント、そして、教育メリット・ポイントが認められるべきである。これらポイントの付与は、偉業ポイントと同様に、有期刑であればその受刑者の釈放の日を早めることになるであろうし、仮釈放の可能性のある無期懲役刑受刑者であれば仮釈放審査の日を早めることになるであろう。》<sup>31)</sup>

その他、「第57提案」の特徴的な政策としては、非暴力犯罪者仮釈放審査プロセスの新設がある。次にそれを概観する。

### (3) 非暴力犯罪者仮釈放審査プロセス (nonviolent offender parole consideration process<sup>32)</sup>)

2017年7月1日施行の非暴力犯罪者仮釈放審査プロセスは、暴力的でない犯罪によってカリフォルニア州刑務所で懲役刑を受けている受刑者が、その「主要な犯罪 (primary offense)」の刑期を終了した時点で、仮釈放の審査が可能になるとするものである。つまり主要でないその他の犯罪についての刑期は、仮釈放によって実質的に免除となり、早期の社会復帰が可能になる制度である。ただし、以下の種類の受刑者はこのプロセスから除外されている。すなわち、死刑囚、仮釈放の可能性の有無にかかわらず終身刑受刑者、暴力的重罪の受刑者、性犯罪者として登録されている、または、その登録が必要な受刑者である。

仮釈放審査委員会 (Board of Parole Hearings) の審査官 (hearing officer) は、この仮釈放審査プロセスの対象者となった受刑者から仮釈放申請書を受け取った後、これまでの犯罪歴、刑務所での更生プログラムおよび非行行為 (misconduct) など行状に関する情報、ならびに、被害者および検察庁からの情報など、状況の全体 (the totality of the circumstances) を考察し、コミュニティーに対する不合理な暴力のリス

ク (unreasonable risk of violence to the community) をもたらすか否かを審査する<sup>33)</sup>。その上で、そのようなリスクがないと審査官が判断するのであれば、審査会はその受刑者の仮釈放を決定する。その決定を受けて、成人施設部 (Division of Adult Institutions) および成人仮釈放実施部 (Division of Adult Parole Operations) は、決定の日から 60 日以内にその受刑者を釈放することとされている<sup>34)</sup>。そして、仮釈放となった受刑者は、成人仮釈放実施部によるコミュニティでの保護観察の対象となる。

以上のように、「第 57 提案」は直接的には連邦裁判所の命令に基づき、過剰収容を解消するためにカリフォルニア州が細部を詰めて実施に移した具体的な施策の一部であるが、これ以上の連邦裁判所の介入を阻止するために、同州が独立の立場でそれらを実施することを示そうとする積極的なものであった。例えば「第 57 提案」の「趣旨目的」を明記した第 2 項の 3 号では、同提案の目的の一つとして、「連邦裁判所が無差別に[カリフォルニア州]受刑者を釈放することを防止するため」<sup>35)</sup>としていた。そして、そのような重要な趣旨目的を有する同州の「第 57 提案」による仮釈放制度の改革によって、2021 年までの釈放人数予測が建てられた。2017 年に 4 万 5,501 人 (前年比 3.9% 増) の釈放、2018 年に 4 万 8,828 人 (同 7.3%)、2019 年 5 万 693 人 (同 3.8%)、2020 年 5 万 1,333 人 (同 1.3%)、そしてその後は減少し、2021 年 4 万 8,597 人 (同 5.3%) となるとの予測である。これら今後の仮釈放数を計算に入れた同州収容人員予測は、2017 年に 12 万 9,872 人 (前年比 1.0% 増)、2018 年 12 万 5,322 人 (同 3.5%)、2019 年 12 万 3,165 人 (同 1.7%)、2020 年 12 万 1,942 人 (同 1.0%)、そして、2021 年 12 万 2,732 人 (同 0.6% 増) である<sup>36)</sup>。毎年の入所者数は一定ではありえないため、収容人員全体としての変化は漸減でしかないが、着実に減少する見込みのようである。

また、このような刑務所改革および受刑者処遇の変更について、同じ 2016 年 11 月の「第 57 提案」は、カリフォルニア州憲法の改正をも提案していた。次に、この点に関する同州憲法の改正について概観しよう。

### 三 カリフォルニア州憲法の改正

2016 年 11 月の「第 57 提案」において重要な課題と考えられたものは、2007 年の刑務所改革において重要と位置付けられたものと基本的には同じで、受刑中に縮

正教育等を通じて受刑者を更生させ、リエントリー・プログラムなどを用意して、社会とのつながりを復活させつつ受刑者を徐々に、かつ完全に社会復帰させることによって再犯を防止させ、社会の治安を回復し、結果として刑務所の過剰収容を解消するということである。そのために様々な施策を矯正更生局は準備したのである。しかし、矯正教育等を実施する大前提として達成しなければならなかったのは、収容人員の多さであり、就寝のためにベッドを入れざるをえない状況となっていた教室や体育館その他の教育のための施設や空間が、その本来の目的と機能とを回復することができるようにしなければ、更生のための様々なプログラムを実施することが不可能な状態がそもそも継続する。確かに、2007年から徐々に収容率は改善されてきたものの、10年経過した2017年によく目標値の137.5%をかろうじて達成することができそうな状況に至っている。このような背景から、「第57提案」は137.5%の達成を確実にするべく、様々な条件を設けて、それらを満たすことになった受刑者を仮釈放にすることを提案したのであった。

このようにして、カリフォルニア州では、刑務所制度を含む刑事司法の根幹部分が、刑務所の過剰収容をきっかけに大きく変更されることとなった。そして、過剰収容による受刑者の人権侵害が、特に医療制度に関して際立っていたことから、連邦裁判所の命令等を介して有効な医療制度の復活を見据えて刑務所改革が2007年以降行われてきたのだが、このような改革を通じて、受刑者の人権に関する考え方自体にも変化が生じてきたと言える。つまり、懲役刑は身体を拘束することを主とする刑罰であり収容を伴う。その収容は単なるペナルティーとしてではなく、受刑者を更生し社会に復帰させ、一市民に戻すための重要な機会として捉え直され、2016年には州民投票で多数を獲得することによって、そのような機会を制度的に準備することとなったのである。これは同州の基本的な制度の変更であり、受刑者人権に関する基本的な考えの変更でもあるから、単に同州矯正更生局に関連する法令を新規に制定したり改正したりするだけで足りる問題ではなく、州全体の制度変更と捉えなければならなかった。つまり、カリフォルニア州憲法の改正を伴うものとなったのである。

カリフォルニア州憲法は、第1条(Article 1)に全31項(Sections)の人権保障規定(Bill of Rights)を置き、基本的人権を保障する。今回の「第57提案」は、その第1条の最後に新たに第32項(Section 32)を設け、受刑者に対する上記のような処遇を憲法上保障すると同時に、矯正更生局の様々な規則等に基づく施策について、憲法的な根拠を付与しようとするものであった<sup>37)</sup>。そしてこの提案が、2016年11

月8日の州民投票において賛成64%、反対35%の投票結果によって州民に認められ、憲法は改正されるに至ったのである。

## 結 語

以上本稿では、2016年に州民投票によって可決されたカリフォルニア州「第57提案」を中心に、2007年に開始された同州刑務所改革の約10年後の状況を確認した。その概要を要約すると以下のようにまとめることができる。

刑務所の過剰収容を軽減することで、受刑者の医療環境および基本的な生活環境を合衆国憲法修正8条に適合的にするよう求める、特に2014年の連邦地裁の判決を受けて、遅延しがちであった収容率の改善を、早急に137.5%にまで低下させなければならない状況となったカリフォルニア州は、刑務所改革だけではなく、仮釈放およびコミュニティーにおける保護観察のあり方を含む刑事司法全体の改革を必要としていた。そこで、同州憲法の改正において、大筋次のような方向性を「第57提案」において同州民に確認した。1つは受刑者の更生に力を入れること、2つは連邦裁判所の命令で無差別無基準の受刑者釈放を阻止すること、3つは未成年による一定の犯罪につき、成人裁判または少年裁判の審理に付すかを裁判官に判断させることであった。そして「第57提案」は、1つめと2つめを関連付け、更生による社会復帰の促進によって再犯率を低下させることで刑務所収容率を改善する方向を取った。そのために刑務所内でのプログラムを充実させることはもちろん、社会におけるコミュニティー・リエントリー・プログラムを、13のリエントリー・ハブにおいて実施し、現在では未だ限定的であるものの、今後重点的に充実させることとした。そして、そこでの薬物乱用治療、住居・生活スキルおよび家族統合、教科・学業および職業訓練、就職支援などの実施を通して、受刑者の更生を図るのである。さらに、そのようなプログラムの参加および修了を促し、更生した受刑者の刑期を短縮し、仮釈放を早期に実現することへの受刑者の意欲を高めるために採用したのが、5種類のポイント制であった。良好ポイント、マイルストーン完了ポイント、更生プログラム達成ポイント、教育メリット・ポイント、そして、偉業ポイントである。さらに、受刑の原因となった犯罪がもともと非暴力事件である受刑者には、同提案で新設された非暴力犯罪者仮釈放審査プロセスを適用し、その者の「主要な犯罪」の刑期終了時点で仮釈放申請を認めることとした。

このように、2007年に当時のシュワルツェネッガー知事によって開始された刑

務所改革の基本的な方向性、つまり受刑者の更生による社会復帰と社会の治安の回復を図るという方向を変更することなく、それをむしろスピードアップし、できるだけ早期に収容率137.5%を達成することによって連邦裁判所のそれ以上の介入を阻止し、本来の自治的な刑事司法体制を同州で復活させるべく、「第57提案」は提案され可決された。そこには、同州憲法の改正の提案を含む、更生した受刑者に仮釈放を早期に認め社会復帰へ向けて大きな一歩を踏み出させる様々な施策が示されていた。

しかし、憲法の人権保障規定である第1条にそのような基本的施策を定めたということをもって、同州では受刑者の人権の一部分として、例えば非暴力犯罪受刑者の早期の仮釈放審査に対する権利や、各種ポイント制導入による諸プログラムに対する権利が認められたと理解することができるのだろうか。これについて検討する余裕はここではないが、少なくとも同州にそのような制度を構築する憲法上の根拠、または、そのような施策を受刑者に実施する憲法上の根拠が、この改正によって同州知事、矯正更生局長等に明らかに付与されたということは言えよう。しかし、単に収容率を137.5%に減らすことだけが最終目標となり、その本質的な理由が看過されることになっては元も子もないので、1995年コールマン判決および2005年プラタ判決によって示されたように、受刑者の医療上のサービスを受刑中にも受ける権利および最低限の生活環境を受刑中も保障される権利が、人間の尊厳を基本に据える合衆国憲法修正8条によって保障されなければならないがゆえに、適切な収容率が維持される必要があるということを、常に念頭に置かなければならない。そしてこの理は、カリフォルニア州だけに限定されることなく、わが国の刑事収容施設に関しても当てはまることを示唆している。

また、更生のための施策やプログラム等の有効性などを確認し、将来の施策・プログラム等の新設や改善に反映させるための監視機関であるカリフォルニア更生監視委員会(C-ROB)、州刑務所における受刑者の収容状況、収容環境等について、特に死亡事件や職員による受刑者に対する実力行使等を監視する矯正更生局監視庁(Office of the Inspector General)も、リーマンショック後の2008年以後、組織変更や改善などを余儀なくされた部分があるが、それらについての検討はまた別の機会に譲りたい。

(脱稿2017年8月28日)

注

- 1) カリフォルニア州「第 57 提案 (Proposition 57)」(The Public Safety and Rehabilitation Act of 2016) の原文については, See, <http://www.cdcr.ca.gov/proposition57/docs/Prop-57-Public-Comment-Regs.pdf> (last visited August 17, 2017). この提案が 2016 年 11 月 8 日の州民投票によって受け入れられ, The Public Safety and Rehabilitation Act of 2016 として成立した。これを受けて, 以下本文で見るとおり, 同州憲法の関連条文および諸刑事法令等の改正がなされ, 受刑者の社会復帰へ向けての処遇が大きく変容することになった。
- 2) *Coleman v. Schwarzenegger*, 2009 U.S. Dist. LEXIS 67943, NO. CIV S-90-0520 LKK JFM P THREE-JUDGE COURT, NO. C01-1351 TEH, THREE-JUDGE COURT, UNITED STATES DISTRICT COURT FOR THE EASTERN DISTRICT OF CALIFORNIA, August 4, 2009, Decided. 拙稿「カリフォルニア州の刑務所改革と受刑者の権利に関する考察——2007 年州議会下院法案 900 とその実現——」南山法学 34 巻 2 号 (2011 年 2 月) 190 頁以下参照。
- 3) *California Department of Corrections and Rehabilitation Corrections Moving Forward* (Fall 2009) at 3. ([http://www.cdcr.ca.gov/News/Press\\_Release\\_Archive/2009\\_Press\\_Releases/docs/CDCR\\_Annual\\_Report.pdf](http://www.cdcr.ca.gov/News/Press_Release_Archive/2009_Press_Releases/docs/CDCR_Annual_Report.pdf) last visited on August 14, 2017). 拙稿, 前注 2, 173 頁以下参照。
- 4) *Brown et al. v. Plata, et al.*, 563 U.S. 493 (2011).
- 5) WEEKLY REPORT OF POPULATION AS OF MIDNIGHT, August 9, 2017, [http://www.cdcr.ca.gov/Reports\\_Research/Offender\\_Information\\_Services\\_Branch/WeeklyWed/TPOP1A/TPOP1Ad170809.pdf](http://www.cdcr.ca.gov/Reports_Research/Offender_Information_Services_Branch/WeeklyWed/TPOP1A/TPOP1Ad170809.pdf) (last visited on August 13, 2017). ちなみに, 2017 年 8 月 9 日現在の同州における受刑者数それ自体, ピーク時の 2008 年から 4 万人強減少したものの, 依然として約 12 万 2,000 人で, 連邦最高裁が要求する人数には届いていない。また, 同州に 32 ある同州男子刑務所のうち, 収容率が 137.5% を超えるのはほぼ半数の 15 施設, 3 女子刑務所のうち, 1 施設である。
- 6) 拙稿, 前出注 2, 177 頁。
- 7) 拙稿「カリフォルニア州の刑務所監視体制と受刑者の人権に関する考察——2007 年の刑務所・行刑改革による更生監視委員会 (C-ROB) を含む——」南山法学 34 巻 3・4 合併号 (2011 年 3 月) 183 頁以下参照。
- 8) 拙稿, 前出注 2, 182 頁。
- 9) *Coleman v. Brown*, Case 3:01-cv-01351-TEH Document 2767, at 2 of 5. (<http://www.cdcr.ca.gov/News/docs/3jp-Feb-2014/Three-Judge-Court-opinion-2-20-2014.pdf> (last visited August 14, 2017)). また, 2011 年に導入されたリアライメントについては, See, “*The Cornerstone of California’s Solution to Reduce Overcrowding, Costs, and Recidivism*,” <http://www.cdcr.ca.gov/realignment/> (last visited August 27, 2017).

- 10) *Coleman v. Brown*, *supra* 9 at 3 of 5.
- 11) *Id.*
- 12) *Coleman v. Brown*, Case 3:01-cv-01351-TEH Document 2766. (<http://www.cdcr.ca.gov/News/docs/3jp-Feb-2014/Three-Judge-Court-order-2-20-2014.pdf> (last visited August 14, 2017)).
- 13) 前注裁判所命令本文とともに、矯正更生局による次の文書を基に筆者が要約した。See, CDCR Fact Sheet, Three-Judge Court Population Reduction Measures (<http://www.cdcr.ca.gov/News/docs/3JP-Pop-Reduction-Measures-9.29.pdf> (last visited August 14, 2017)).
- 14) See, “Welcome to the Division of Rehabilitative Programs (DRP),” <http://www.cdcr.ca.gov/rehabilitation/index.html> (last visited August 15, 2017).
- 15) 性犯罪者および薬物乱用者に対するプログラムの詳細は、前注 URL から、Sex Offender Management Program, Substance Use Disorder Treatment Programs および Long-term Offender Program についての説明を参照されたい。
- 16) See, “Information Sheet, Office of Offender Services, Community Reentry Services, Male Community Reentry Program, Updated: April 2017,” [http://www.cdcr.ca.gov/Rehabilitation/docs/Factsheets/info\\_MCRP\\_APR2017.pdf](http://www.cdcr.ca.gov/Rehabilitation/docs/Factsheets/info_MCRP_APR2017.pdf) (last visited August 28, 2017).
- 17) See, “California Rehabilitation Center,” [http://www.cdcr.ca.gov/Facilities\\_Locator/CRC.html](http://www.cdcr.ca.gov/Facilities_Locator/CRC.html) (last visited August 15, 2017).
- 18) REFORM & INFORM, MOVING FORWARD WITH PRISON REFORM IN CALIFORNIA 2007–2008 (CDCR Office of Public and Employee Communications) at 6. また、拙稿，前出注 2，179 頁。
- 19) See, “Master Plan Annual Report for Calendar Year 2013 Submitted July 2014” (California Department of Corrections and Rehabilitation), <http://www.cdcr.ca.gov/FPCM/docs/2013-Master-Plan-Annual-Report.pdf> (last visited August 15, 2017) at ES2.
- 20) See, “Rehabilitation Today,” (Issue 5, April, 2013), [http://www.cdcr.ca.gov/Rehabilitation/docs/Newsletters/Rehabilitation\\_Today\\_Newsletter\\_2013\\_04.pdf](http://www.cdcr.ca.gov/Rehabilitation/docs/Newsletters/Rehabilitation_Today_Newsletter_2013_04.pdf) (last visited August 16, 2017).
- 21) See, COMPSAT, Statistical Report (SB601), 05/10/2017, [http://www.cdcr.ca.gov/Facilities\\_Locator/docs/SB601/CIM-SB601-Quarterly-Statistical-Report.pdf](http://www.cdcr.ca.gov/Facilities_Locator/docs/SB601/CIM-SB601-Quarterly-Statistical-Report.pdf) (last visited August 16, 2017). 例えば，2017年5月10日の統計報告では，2017年3月の1カ月間のリエントリー・ハブにおける薬物乱用治療実施件数は149件，犯罪的思考は77件，感情コントロールは77件，家族関係は82件，そして，移行プログラムは27件でしかない。

- 22) “An Update to the Future of California Corrections,” <http://www.cdcr.ca.gov/Blueprint-Update-2016/An-Update-to-the-Future-of-California-Corrections-January-2016.pdf> (last visited August 16, 2017).
- 23) *Id.* at 48.
- 24) See, “Proposition 57: Credit Earning for Inmates—Frequently Asked Questions (Updated May 1, 2017)” at 2. <http://www.cdcr.ca.gov/proposition57/docs/faq-prop-57-creadits.pdf> (last visited August 19, 2017).
- 25) 概要については、次の URL を参照されたい。“Proposition 57: Credit Earning for Inmates—Frequently Asked Questions (Updated August 1, 2017).” <http://www.cdcr.ca.gov/proposition57/docs/FAQ-Prop-57-Creadits-Earning.pdf> (last visited August 19, 2017). また、A. 良好ポイント制については 2017 年 5 月 1 日に、その他のポイント制については同年 8 月 1 日に施行される（後述(3)「非暴力犯罪者仮釈放審査プロセス」については同年 7 月 1 日施行）が、これは「事前緊急法令制定手続 (a prior emergency rulemaking proceeding)」による。2017 年 7 月 14 日に「第 57 提案」関連法案等につき公示され、パブリック・ヒヤリングは同年 9 月 1 日に実施予定、かつ、パブリック・コメントは同年 9 月 1 日午後 5 時までとされている。See, “Notice of Change to Regulations, Number: 17-05, Publication Date: July 14, 2017, Effective Date: April 13, 2017,” <http://www.cdcr.ca.gov/proposition57/docs/Prop-57-Public-Comment-Regs.pdf> (last visited August 19, 2017).
- 26) 15 CCR 3043.2 (2017). (State of California, California Code of Regulations, Title 15. Crime Prevention and Corrections, Division 3. Adult Institutions, Programs and Parole, Chapter 1. Rules and Regulations of Adult operations and programs, Article 3.5. Credits.)
- 27) 15 CCR 3043.3 (2017).
- 28) 15 CCR 3043.4 (2017).
- 29) 15 CCR 3043.5 (2017).
- 30) 15 CCR 3043.6 (2017).
- 31) 15 CCR 3043. Credit Earning, (a) General (2017).
- 32) 「非暴力犯罪者仮釈放審査プロセス」の概要は，“Proposition 57: Nonviolent Parole Process—Frequently Asked Questions (Updated July 1, 2017)” を参照されたい。See, <http://www.cdcr.ca.gov/proposition57/docs/FAQ-Prop-57-Nonviolent-Parole-Process.pdf> (last visited August 19, 2017). 関連法令は以下のものである。15 CCR 3490 (2017) Definitions, 15 CCR 3491 (2017) Initial Eligibility Determination, 15 CCR 3492 (2017) Public Safety Screening and Referral, 15 CCR 3493 (2017) Processing for Release, 15 CCR 2449.1 (2017) Definitions, 15 CCR 2449.2 Notification Process, 15 CCR 2449.3 (2017) Jurisdictional Review, 15 CCR 2449.4 (2017) Review on the Mer-

its, および, 15 CCR 2449.5 (2017) Decision Review.

33) 15 CCR 2449.4 (2017).

34) 15 CCR 3493 (2017). 60日までの間に釈放前の手続として、被害者、検察庁その他法執行機関への通知などが行われると同時に、釈放のための法的手続が取られる。

35) The Public Safety and Rehabilitation Act of 2016, Sec.2. Purpose and Intent. “In enacting this Act, it is the purpose and intent of the people of the State of California to: . . . 3. Prevent federal courts from indiscriminately releasing prisoners.” See, [https://www.gov.ca.gov/docs/The\\_Public\\_Safety\\_and\\_Rehabilitation\\_Act\\_of\\_2016\\_\(00266261xAEB03\).pdf#search=%27the+Public+Safety+and+Rehabilitation+Act+of+2016%27](https://www.gov.ca.gov/docs/The_Public_Safety_and_Rehabilitation_Act_of_2016_(00266261xAEB03).pdf#search=%27the+Public+Safety+and+Rehabilitation+Act+of+2016%27) (last visited August 20, 2017).

36) See, “California Department of Corrections and Rehabilitation Spring 2017 Population Projections,” Office of Research, May 2017 at 5, 21–22. [http://cdcr.ca.gov/Reports\\_Research/Offender\\_Information\\_Services\\_Branch/Projections/S17Pub.pdf](http://cdcr.ca.gov/Reports_Research/Offender_Information_Services_Branch/Projections/S17Pub.pdf) (last visited August 27, 2017).

37) SEC. 32.

(a) The following provisions are hereby enacted to enhance public safety, improve rehabilitation, and avoid the release of prisoners by federal court order, notwithstanding anything in this article or any other provision of law:

(1) Parole Consideration: Any person convicted of a nonviolent felony offense and sentenced to state prison shall be eligible for parole consideration after completing the full term for his or her primary offense.

(A) For purposes of this section only, the full term for the primary offense means the longest term of imprisonment imposed by the court for any offense, excluding the imposition of an enhancement, consecutive sentence, or alternative sentence.

(2) Credit Earning: The Department of Corrections and Rehabilitation shall have authority to award credits earned for good behavior and approved rehabilitative or educational achievements.

(b) The Department of Corrections and Rehabilitation shall adopt regulations in furtherance of these provisions, and the Secretary of the Department of Corrections and Rehabilitation shall certify that these regulations protect and enhance public safety.

(Sec. 32 added Nov. 8, 2016, by Prop. 57. Initiative measure.)

See, [http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes\\_displaySection.xhtml?lawCode=CONS&sectionNum=SEC.%2032.&article=I](http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displaySection.xhtml?lawCode=CONS&sectionNum=SEC.%2032.&article=I) (last visited August 20, 2017).

仮訳（筆者）

(a) 以下の条項 (provisions) は、公共の安全を向上させ、〔受刑者の〕更生を増進

させ、また、連邦裁判所の命令によって受刑者が釈放されることを防止するために、本条 (article) または他の法律条項 (provision of law) にかかわらず、ここに制定される：

(1) 仮釈放審査：非暴力的な重罪を犯したとして州刑務所に収容されているいかなる者も、その主要な犯罪に関する刑期の満了の後に仮釈放審査を受けることができる。

(A) 本項 (section) に関してのみ、主要な犯罪に関する刑期の満了とは、いかなる犯罪であれ裁判所によって科された最長の収容刑期をいう。ただし、加重[刑]、逐次執行刑および選択刑は除くものとする。

(2) ポイント制：矯正更生局は[受刑者の]良好な生活態度に対して、また、是認された更生および教育上の達成に対して、ポイントを付与する権限を有する。

(b) 矯正更生局は、これら条項を促進するために諸規則を制定し、矯正更生局長はそれら規則が、公共の安全を保護し向上させるものであることを保証しなければならない。